

出席停止のお知らせ（登校届）

このたびのお子さんの病気が下記のように感染症と診断された場合は、学校保健安全法で**感染症のおそれなくな**
るまで出席停止と定められています。これらの感染症を「学校において予防すべき感染症」と言い、三種類（第一種～第三種）に分類されています。第一種は、エボラ出血熱やペストなど危険性が極めて高い感染症です。第二種と第三種の種類及び出席停止期間は、下表のとおりです。

第二種（飛沫感染するもので児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたができる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

感染症の種類	出席停止期間
コレラ、細菌性下痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ()	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

上記の感染症にかかれた場合は、学校を休み、医師の指示にしたがって療養してください。また、上記基準を参考に、医師の許可が出ましたら、下の登校届に**保護者の方が記入・押印**して登校するとき学校に提出してください。
医師や医療機関の証明は必要ありません。

なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

----- 切り取り -----

学校長 様

(登校を開始する日) 平成 年 月 日

登 校 届

今回の出席停止について、医師の許可ができましたので、本日から登校いたします。

所属・児童氏名 _____ 年 _____ 組・氏名 _____

病名 _____ 診察を受けた医療機関名 _____

出席を停止していた期間 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名・印 _____ (印) _____